

# 健康管理委員制度設置要領

## **健康管理委員制度設置要領**

### **1. 目的**

健康管理に関する情報・知識を被保険者並びに被扶養者に広く周知させるとともに、健康保険組合の実施する保健事業の有効、かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### **2. 健康管理委員**

被保険者が20名以上の加入事業所に健康管理委員を置く。但し、200名以上の加入事業所は2名推薦することができる。

### **3. 選任及び委嘱**

上記2の健康管理委員は、被保険者であつて事業所の安全衛生等の職務を担当する者で、事業主の推薦された者のうちから、理事長が委嘱する。

### **4. 業務**

健康管理委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康保険組合と密接な連絡をとりながら、その所属する事業所の被保険者並びに被扶養者に、組合の実施する健康管理事業の啓発宣伝。
- (2) 健康保険組合の実施する健康診査等の受診指導。
- (3) 健康保険組合の実施する体育奨励事業等の推進のための活動。

### **5. 健康管理委員の研修**

健康管理委員の資質の向上を図るため、講習会、講演会及び施設見学等を実施する。

## 健 康 管 理 委 員 推 薦 届

平成 年 月 日

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長 殿

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

(印)

電話番号

当社の健康管理委員として、次の者を推薦します。

記

健康管理委員氏名	健康保険 被保険者証	記号
所 属 課 名 ( 職場の地位 (	ご自宅 住 所 〒 ご自宅電話	番号 — —

但し、さきに健康管理委員として委嘱された下記の者は、人事異動（転勤・退職）のため、健康管理委員を解嘱しました。

前健康管理委員氏名	健康管理委員氏名
-----------	----------